

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年9月29日

【事業年度】 第11期(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

【会社名】 株式会社バリューデザイン

【英訳名】 VALUEDESIGN INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 尾上 徹

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目7番1号

【電話番号】 03-6661-0115

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 本多 誠一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目7番1号

【電話番号】 03-6661-0115

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 本多 誠一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 8 期	第 9 期	第10期	第11期
決算年月	平成26年 6 月	平成27年 6 月	平成28年 6 月	平成29年 6 月
売上高 (千円)	1,031,892	1,243,663	1,631,170	1,738,079
経常利益又は 経常損失() (千円)	10,786	187,754	163,109	44,345
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	20,467	550,069	150,197	87,323
包括利益 (千円)	20,227	552,547	153,735	88,102
純資産額 (千円)	581,236	134,563	288,298	785,440
総資産額 (千円)	1,385,864	862,245	976,943	1,308,115
1 株当たり純資産額 (円)	552.19	117.98	252.76	540.76
1 株当たり当期純利益 金額又は 1 株当たり 当期純損失金額() (円)	23.44	515.09	131.68	63.43
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.9	15.6	29.5	60.0
自己資本利益率 (%)	4.7	153.7	71.0	16.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	246,412	670	182,216	137,444
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	175,371	72,735	85,156	263,388
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	272,409	78,950	56,853	376,611
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	383,180	228,600	268,920	518,613
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	30 〔2〕	46 〔2〕	46 〔1〕	65 〔2〕

- (注) 1. 当社は第 8 期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は第10期までは非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第11期は潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第10期までの株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。また、第11期は 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 平成28年 4 月12日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行いました。第 8 期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
売上高 (千円)	634,417	1,031,892	1,242,905	1,620,936	1,718,579
経常利益又は 経常損失() (千円)	64,411	11,501	146,634	197,809	1,911
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	58,295	21,182	582,398	145,791	44,891
資本金 (千円)	213,897	348,822	401,760	401,760	694,446
発行済株式総数 (株)	8,727	10,526	11,406	1,140,600	1,452,500
純資産額 (千円)	291,158	582,190	105,666	251,457	791,811
総資産額 (千円)	768,574	1,385,957	828,886	939,466	1,309,232
1株当たり純資産額 (円)	333.63	553.10	92.64	220.46	545.15
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額() (円)	75.98	24.26	545.37	127.82	32.61
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	37.9	42.0	12.7	26.8	60.5
自己資本利益率 (%)	25.6	4.9	169.3	81.6	8.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	22 〔2〕	30 〔2〕	42 〔2〕	42 〔1〕	60 〔2〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は第10期までは非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第11期は潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第10期までの株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。また、第11期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第7期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。

6. 第8期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

7. 平成28年4月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第7期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

2 【沿革】

当社の創業者である尾上徹は、当社設立以前より十数年来決済事業に携わってきた中で、欧米を中心に利用されていた、「一般的な技術を活用し、企業及び顧客の利便性を最大限に発揮できる」決済スキームであるプラスチックカード型プリペイドカードの可能性に着目し、日本国内での事業展開を決意し当社を設立いたしました。

当社の沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
平成18年 7 月	株式会社バリューデザイン(資本金900万円)を東京都千代田区に設立
平成19年 2 月	「バリューカードASPサービス」の提供を開始
平成19年 4 月	東京都中央区入船に事務所を移転
平成20年 3 月	第三者割当増資により資本金 1 億5,821万円に増資
平成21年 3 月	第三者割当増資により資本金 1 億7,934万円に増資
平成21年 3 月	大日本印刷株式会社と業務資本提携契約を締結
平成22年10月	プライバシーマーク認証取得
平成24年 2 月	東京都中央区日本橋茅場町へ事務所を移転
平成24年 6 月	韓国SKM&C社(現SK Planet社)と〔プリペイドカード決済サービスの運営代行契約/バリューカードASPサービス営業代理店契約〕を締結
平成25年 4 月	クレジットカード業界における国際的なセキュリティ基準「PCIDSS」の認定を取得
平成25年 4 月	バリューカード導入店舗数が10,000店舗を突破
平成25年 5 月	第三者割当増資により資本金 2 億1,183万円に増資
平成25年 7 月	ブランドプリペイドASPサービスの提供を開始
平成26年 1 月	中国での事業展開を目的に、中国上海市に佰 ⁹⁹ (上海)信息技 ⁶⁷ 有限公司(出資比率100% 現・連結子会社)を設立
平成26年 6 月	第三者割当増資により資本金 3 億4,882万円に増資
平成26年11月	シンガポールでバリューカードASPサービスを提供開始
平成26年11月	バリューカード導入店舗数が20,000店舗を突破(海外含む)
平成27年 2 月	バリューカード導入店舗数が30,000店舗を突破(海外含む)
平成27年 5 月	中国重慶市でコンビニエンス・ストアにバリューカードASPサービスを提供開始
平成27年 6 月	第三者割当増資により資本金 4 億176万円に増資
平成27年 9 月	バリューカード導入店舗数が40,000店舗を突破(海外含む)
平成27年11月	一般社団法人FinTech協会に加盟
平成28年 2 月	シンガポール共和国での事業展開を目的に、VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.(出資比率75% 現・連結子会社)を設立
平成28年 9 月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場 資本金 6 億5,325万円に増資
平成28年10月	第三者割当増資により資本金 6 億9,444万円に増資
平成28年11月	バリューカード導入店舗数が50,000店舗を突破(海外含む)
平成29年 3 月	タイ王国での事業展開を目的に、バンコクにVALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD(出資比率99.9% 現・連結子会社)を設立

(注3) 連結子会社の出資比率は、有価証券報告書提出日現在の出資比率を記載しております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と、連結子会社である佰⁹⁹8⁸7(上海)信息技⁵⁷9⁷有限公司、VALUEDESIGN SINGAPORE PTE. LTD.、及びValuedesign(Thailand) Co.,Ltd.の計4社で構成されており、サーバー管理型プリペイドカードシステム「バリューカードASPサービス」(弊社のサービス名称)の提供による、企業のブランディング、プロモーション支援事業を展開しております。当社のビジネスモデルは、導入企業の顧客の購買動向、店舗システムに合わせてカスタマイズしたサーバー管理型プリペイドカードサービスを提供し、商取引に不可欠な決済手段を単なる決済手段にとどませず、プロモーション、マーケティング、ブランディングの観点から企業の販売促進活動を支援しております。また、多様化する決済手段を最適化するとともに、店舗、消費者双方の決済に係る利便性向上に寄与しているものと考えております

当社の事業における主要なサービス「バリューカードASPサービス」とは、サーバー管理型プリペイドカードシステムで、企業は専用端末を設置するのみ(POSレジに決済用アプリケーションをプログラミングすることで、端末の設置をすることなく一体化運用することも可能)で、プリペイドカードシステムが導入できるものであります。サーバー管理型プリペイドカードシステムは、プラスチック製の磁気カードによる新型ギフトカード及び自己利用のプリペイドカードシステムで、インターネットによるリアルタイム残高管理サービスの為、カード自体に価値を保有せず、従来の電子マネー同様、リチャージ機能により繰り返し利用できることを特徴としております。また、平成29年6月期からはモバイル決済へ対応すべく、プラスチックカードを使用せずスマートフォンアプリ(バーコード表示)でのプリペイド決済を可能とするサービスも開始しております。

国内においてサーバー管理型プリペイドカードシステムを提供している企業は当社以外に複数ありますが、当社は企業の販売促進の支援を主眼に置いた営業活動をしております。当社のバリューカードASPサービスを既に導入している企業の事例に基づき、プリペイドカードを活用した販売促進施策をサービス設計(特典、プロモーションの施策内容等)から提案しております。導入効果を可視化する分析ツールの提供も行っており、システム導入後も、施策の効果検証・効果分析を定期的に行い、PDCAにより販促効果を高めていることが特徴であります。

当社の事業セグメントである「ハウスプリペイドカード事業」、「ブランドプリペイドカード事業」は共に、このサーバー管理型プリペイドカードサービスの機能を利用してサービスを提供しております。

なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) ハウスプリペイドカード事業

ハウスプリペイドカードとは、自社ブランドで発行が可能なサーバー管理型プリペイドカードシステムを利用したプリペイドカードのことを言います。ハウスプリペイドカードは、サーバー管理型プリペイドカードシステムを導入した店舗が独自のブランドとして発行することができ、プラスチック製の磁気カードによる新型ギフトカード及び自己利用のプリペイドカードとして普及しております。

当社は、インターネットを活用して、当社のバリューカードASPサービス導入店舗(以下「導入店舗」)からのデータを一元的にサーバー管理することにより、導入効果を可視化する分析ツールの提供を行っており、導入店舗の販促施策の効果検証・効果分析を定期的に行い、PDCAにより導入店舗の顧客の囲い込み等の販促効果を高めております。利用範囲が導入店舗及び系列店舗に限定されていることから、カード発行枚数・入金額・利用額・利用店舗ランキング等の分析レポートを提示することで、導入店舗のより有効なプロモーション施策を導入企業へ提案しております。また、バリューカードASPサービスを導入済の他社の販促事例やその効果等を導入企業へ提供し、より具体的なプロモーション施策を提案しております。これらにより、導入店舗は顧客の囲い込み等によるメリットを享受できていると考えられることから、導入店舗数、カード発行枚数、入金額は増大しております。

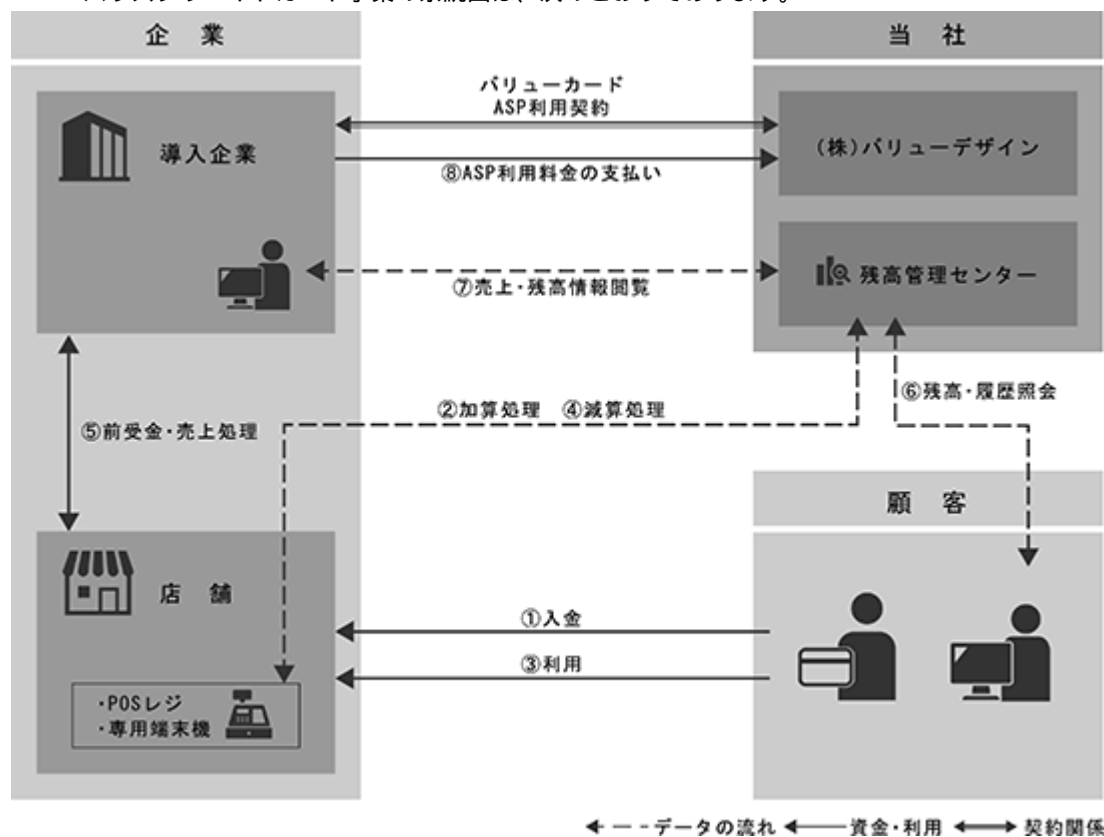
また、海外においては東アジア・東南アジアでのハウスプリペイドカード事業の展開を行っており、中国・韓国・シンガポール・タイ・フィリピンにて導入実績を有しております。中国・シンガポール・タイにはそれぞれ子会社を設立しており、それらを拠点とし、その他周辺各国へも事業展開を図っております。

ハウスプリペイドASPサービスの導入店舗数、カード発行枚数、入金額の推移

	平成24年 6月期	平成25年 6月期	平成26年 6月期	平成27年 6月期	平成28年 6月期	平成29年 6月期
期末導入店舗数(店)(注) 1	8,302	10,321	12,158	34,149	48,239	53,298
期末累計カード発行枚数 (枚)(注) 2	2,627,822	3,935,353	7,156,857	12,557,461	21,136,561	32,871,378
入金額(百万円)(注) 3	17,837	31,905	46,376	59,704	72,322	150,340

(注) 1. 期末時の導入店舗数累計。
2. 期末時のカード発行枚数累計。
3. 各期中の入金合計額。

ハウスプリペイドカード事業の系統図は、次のとおりであります。



(注) 顧客は当社が提供するバリユーカードを使用して導入企業の店舗にてチャージ、利用を行います。

(2) ブランドプリペイドカード事業

ブランドプリペイドカードとは、VISA、MasterCardを始めとする国際ブランドと提携し、従来のハウスプリペイドカードの機能にVISA、MasterCard等の国際ブランド加盟店での決済機能を搭載したカードのことを言います。ブランドプリペイドカードは、通常のクレジットカードとは異なり、前払でカードに入金した金額に制限されるために使い過ぎる心配がなく、入会審査は不要なため、誰でもクレジットカード加盟店であればどこでも利用できる簡便性を兼ね備えております。

ハウスプリペイドカードは、導入店舗及び系列店舗に利用が限定されますが、ブランドプリペイドカードは、VISAブランド、MasterCardブランド等に加盟をしている世界数百の国の数千万店舗で利用することが可能です。日本で普及している「WAON」、「nanaco」等の電子マネーが利用できるのは国内のみであるため、それらと比較して利用できる範囲が大きく広がります。また、ハウスプリペイドカードとは異なり、前払でカードに入金する手段を豊富に備えており、複数の企業が発行するポイント、クレジットカード、店頭、銀行口座等からも入金することが可能です。VISA、MasterCard等の決済インフラを活用した誰でも繰り返し利用することができる汎用的な電子マネーであると考えております。

当事業は、第8期連結会計年度より事業を開始し、複数のカード発行会社（イシュア）の案件が大日本印刷株式会社との協業にて稼働しております。これらのイシュアの案件においては、プリペイドカード会員の情報を管理するシステム（会員管理システム）を大日本印刷株式会社が、プリペイドカードの残高を管理するシステム（残高管理システム）を当社が構築し、残高管理システムは当社より大日本印刷株式会社へ提供、大日本印刷株式会社が会員管理システムと残高管理システムを合わせて各イシュアへ提供する協業体制となっております。当社は、クレジットカード業界における国際セキュリティ安全基準（PCIDSS）の認証取得による高い信頼性を確保したシステムインフラを構築しており、ブランドプリペイドカードで決済されるデータを一元的にサーバー管理しております。

（ ）PCIDSS：Payment Card Industry Data Security Standardの略。

JCB・American Express・Discover・MasterCard・VISAの国際ペイメントブランド5社が共同で策定したクレジットカード業界における国際セキュリティ安全基準。

ブランドプリペイドカード事業のカード発行枚数、入金額の推移

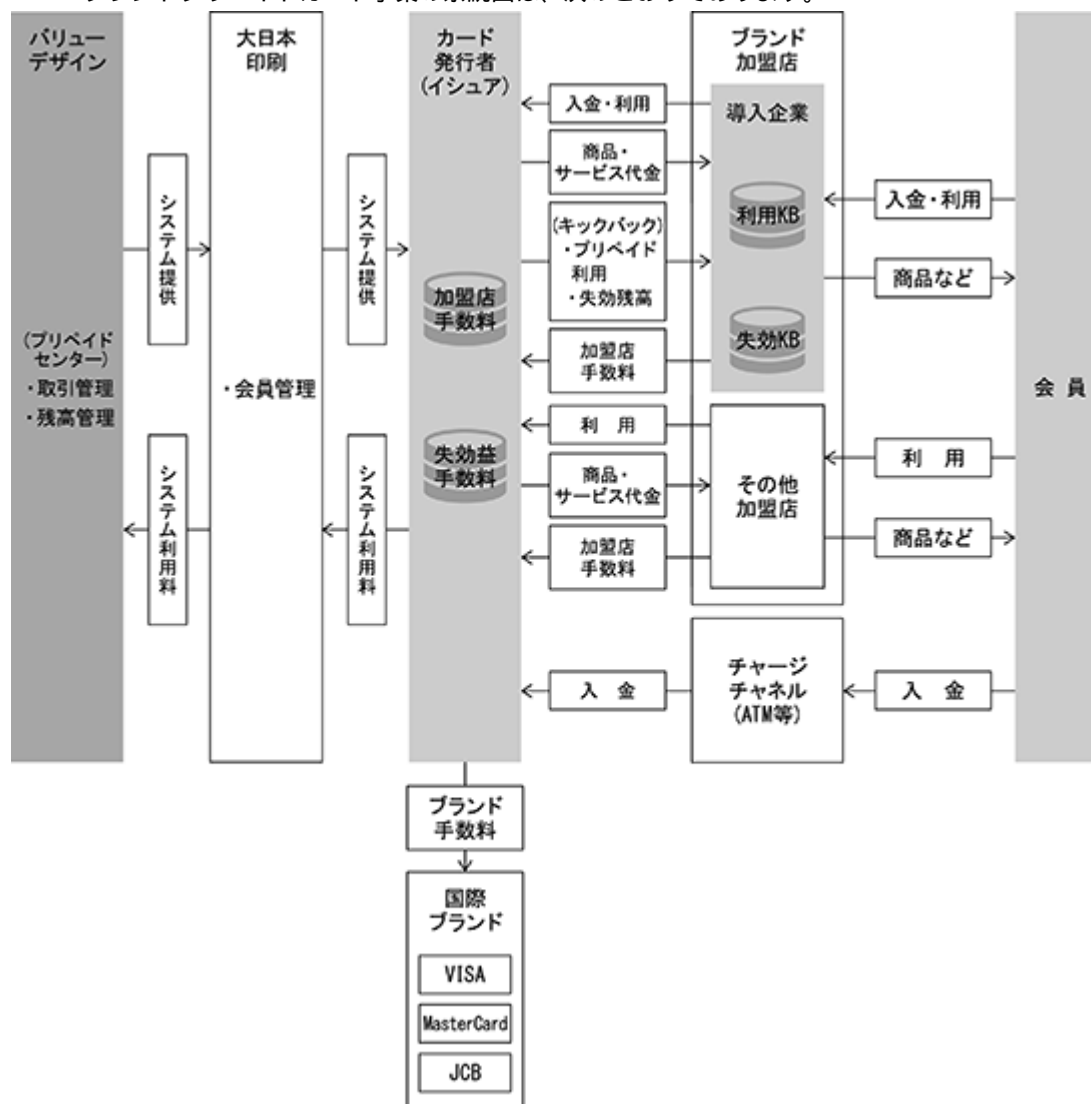
	平成26年 6月期	平成27年 6月期	平成28年 6月期	平成29年 6月期
期末累計カード発行枚数 (枚)(注) 1	6,019,890	6,078,060	7,749,656	8,514,693
入金額(百万円)(注) 2	5,325	13,764	34,544	54,944

(注) 1．各期中のカード発行枚数。

2．各期中の入金合計額。

3．ブランドプリペイドカード事業の開始は平成26年6月期であるため、数値はそれ以降のものとなります。

ブランドプリペイドカード事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
佰 ⁹⁹ ₈₇ (上海)信息技 ⁹⁷ ₇ 有限公司	中華人民共和国 上海市	969千USドル	ハウスプリペイドカード事業	100.0	当社のサービスを同国で提供しております。 役員の兼務1名
VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.	シンガポール 共和国	50千 シンガポールドル	ハウスプリペイドカード事業	100.0	当社のサービスを同国で提供しております。 役員の兼務1名
VALUEDESING(THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国	2,000千 タイバーツ	ハウスプリペイドカード事業	99.9	当社のサービスを同国で提供しております。 役員の兼務2名

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 佰⁹⁹₈₇(上海)信息技⁹⁷₇有限公司は、特定子会社に該当しております。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ハウスプリペイドカード事業	56(―)
ブランドプリペイドカード事業	2(―)
全社(共通)	7(2)
合計	65(2)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員を含んでおりません。
2. アルバイト、派遣社員は、期中平均人員数を()内に外数で記載しております。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない経営企画部及び管理部に所属しているものであります。
4. 前連結会計年度末と比べ従業員数が19名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
60(2)	39.9	2年6ヵ月	6,073

セグメントの名称	従業員数(名)
ハウスプリペイドカード事業	52(―)
ブランドプリペイドカード事業	2(―)
全社(共通)	6(2)
合計	60(2)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員を含んでおりません。
2. アルバイト、派遣社員は、期中平均人員数を()内に外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、経営企画部及び管理部に所属しております。
5. 前事業年度末と比べ従業員数が18名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により、回復基調は緩やかに継続していると思われます。一方、海外においては欧米の政治的リスクや、中国をはじめとする新興国経済の成長鈍化に対する懸念など、依然不透明な状況も継続しています。

当社グループの所属する電子決済市場においては、政府公表の「キャッシュレス化に向けた方策」に基づく各種施策や、訪日外客数の継続的増加、大手金融機関などによるFintechを取り入れた新たな金融・決済サービス創出などを背景に、市場の成長性は引き続き良好な状態が続いております。特に当連結会計年度中においては、中国最大級のモバイル決済サービスである「Alipay」「WeChat Pay」のわが国における本格的な普及や、国内のスマートフォン市場で約5割のシェアを持つiPhoneを決済デバイスとする「Apple Pay」などのサービス開始も市場に活況をもたらしました。このような状況のもと、当社グループが事業展開している「バリューカードASPサービス」も、引き続き導入企業数、店舗数を伸ばしており、平成29年6月末時点で導入企業数530社、導入店舗数53,289店舗へと増加しております。

ハウスプリペイドカード事業においては、年間売上高が1,000億円超規模のスーパーマーケットによるサービスが稼働しており、当連結会計年度の取扱高（プリペイド入金額）は前期比約2倍となりました。海外展開については、サービス展開済の中国・韓国・シンガポール・フィリピンのほか、タイにおける営業拠点の新設及びサービス稼働を開始しております。また、ブランドプリペイドカード事業においては、新たなカード発行会社（イシュア）へのサービス提供を開始しております。

一方、国内のハウスプリペイドカード事業において、システム刷新プロジェクトの大規模化・長期化により営業活動への影響が生じたことによる受注遅れ等により、売上高及び売上総利益が見込みを下回りました。また、営業・管理部門の増員等が主要因となり販売費および一般管理費は前期より増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度は、売上高1,738,079千円(前期比6.6%増)、営業損失12,426千円(前期は営業利益188,448千円)、経常損失44,345千円(前期は経常利益163,109千円)、親会社株主に帰属する当期純損失87,323千円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益150,197千円)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

ハウスプリペイドカード事業

ハウスプリペイドカード事業においては、前連結会計年度後半にサービス導入を行った、年間売上高1,000億円超規模の大型スーパーマーケットチェーンにおいて、プリペイドカードの入金・利用が活性化しております。また、全国に店舗を展開する飲食チェーン等での入金・利用も引き続き好調であり、当連結会計年度期間中の取扱高（プリペイド入金額）は150,340百万円（前期比107.8%増）となりました。これに伴い、システム利用料売上は前期比35.7%増となっております。また、急速に普及が進むモバイル決済にも対応するべく、ネオス株式会社との共同開発にてモバイルプリペイド決済・CRMサービスの「Value Wallet」をリリースいたしました。

その一方で、当連結会計年度に予定しておりました、プリペイド残高管理センターのシステム刷新プロジェクトが大規模化・長期化したことに伴い、開発人員のリソース不足及び新システムへの移行に関する顧客説明・調整に営業リソースが割かれたことで案件の提案が進まず、期初に予定していたプリペイド関連システムの開発案件を受注することができませんでした。また、受注済の大型案件で店舗導入スケジュールの変更があり、当該案件のカード製造売上の計上が翌期へ先送りとなりました。これにより、カード製造等の初期売上は前期比1.0%増、開発案件による売上は前期比65.8%減となりました。

海外においては、新たにタイに子会社を設立し案件受注・サービス稼働を開始したほか、韓国では400店舗超のカフェチェーン、シンガポールでは政府系資本で100店舗超規模のスーパーマーケットなど、大型の案件が稼働を開始しております。但し、各国ともハウスプリペイドカードは普及途上であり、国内に比して案件の稼働準備に時間を要する等、事業拡大には想定より時間を要しており、海外全体での売上は前期比13%増となりました。

販売費および一般管理費は、今後の成長に向け、期初予定の施策を計画通り実施いたしました。人員増員による人件費及び諸経費の増加、海外拠点の増設と外部支援要員の投入による業務委託費の増加などにより、前期比45.9%増となっております。

この結果、当セグメントの売上高は1,473,549千円（前期比3.1%増）、セグメント利益は187,269千円（前期比45.7%減）となりました。

ブランドプリペイドカード事業

当セグメントにおいては、前期から引き続き既存イシュー（カード発行会社）の提携先（注）における取扱高が増進しており、それに伴いシステム利用料売上が増加し前期比38.3%増となりました。当連結会計年度においては、新たなイシューへサービス提供を行い、同イシュー及び提携先による、新たなブランドプリペイドカードが発行されております。

同イシュー専用のブランドプリペイドの発行管理システム開発の新規開発、及びその他既存イシュー向けの提携先追加によるシステムカスタマイズ等の案件により、初期売上は前期比24.9%増となりました。

一方、上記の新規イシュー向けのシステムにおいてサービス稼働後の運用コストが想定を上回ったこと、初期売上の原価率が前期に比べ上昇したこと等により、外注費等の売上原価が前期比40.1%増加いたしました。

この結果、売上高は264,529千円（前期比31.0%増）、セグメント利益（営業利益）は42,996千円（前期比4.2%減）となりました。

（注）提携先とは、カード発行会社（イシュー）が運営する資金決済サービスを利用して、事業者自らの顧客（会員組織等）に対してプリペイドカード、会員カード等のサービスを行う事業者のことを指します。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ249,693千円増加し、518,613千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は137,444千円（前連結会計年度は182,216千円の収入）となりました。これは、主に、減価償却費111,754千円、前受金の増加37,066千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は、263,388千円（前連結会計年度は85,156千円の支出）となりました。これは、主に、有形固定資産の取得による支出108,177千円、無形固定資産の取得による支出154,115千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果得られた資金は、376,611千円（前連結会計年度は56,853千円の支出）となりました。これは、新規上場に伴う株式の発行による収入576,959千円、長期借入金の返済による支出35,880千円、リース債務の返済による支出61,910千円、割賦債務の返済による支出95,544千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（千円）	前年同期比（％）
ハウスプリペイドカード事業	363,434	92.1
ブランドプリペイドカード事業	241	—
合計	363,676	92.1

(注) 1．金額は、仕入価格によっております。

2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
ハウスプリペイドカード事業	1,473,549	103.1
ブランドプリペイドカード事業	264,529	131.0
合計	1,738,079	106.6

(注) 1．上記金額には、消費税は含まれておりません。

2．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)		当連結会計年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)	
	販売高 (千円)	割合(％)	販売高 (千円)	割合(％)
大日本印刷株式会社	340,401	20.9	421,107	24.2

3．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（１）会社の経営の方針

当社グループは『「バリューカード」を通じ、サービス提供企業と消費者のコミュニケーションの架け橋となることで、双方のメリットを極大化し、社会に貢献します』という理念のもと、商取引に不可欠な「決済」を単なる手段にとどまらず、プロモーション、マーケティング、ブランディングの観点から企業の販売促進活動を支援し、店舗、消費者双方の価値を最大化すると共に、継続的な事業規模の成長に努めてまいります。

（２）目標とする経営指標

当社グループの重視する経営指標は、プリペイドカードの取扱高（入金額・利用額）及びそれに連動するシステム利用手数料による売上高及び営業利益であり、当社グループではこれらの指標を主眼に据え、継続的に安定した成長を図ってまいります。

（３）中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、プロセッシング事業に集中しつつ、今後急速な成長が予測されるアジア市場に先行投資を行い、プリペイドカードの取扱高・導入店舗数においてアジアナンバーワンのポジションを獲得することを目指しております。

（４）会社の対処すべき課題

当社グループは、プロセッシング事業に集中し、早期にアジアマーケットへ着手し、急速に伸びるアジア市場に先行投資して、プリペイドカードの取扱高・導入店舗数においてトップシェアを占め、アジアナンバーワンのポジションを獲得することを目指しており、以下の主要課題に取り組んで参ります。

ハウスプリペイドカード事業における収益性向上

前連結会計年度から引き続き、全国に店舗展開を行う多業態飲食チェーンや、年間売上高1,000億円超規模のスーパーマーケット・ドラッグストア等の大型案件の受注が好調であります。受注先企業規模の大型化によってサービス導入までの準備に期間を要し、人的リソース不足が発生することでの、販売費及び一般管理費の増大傾向は継続しています。また、システム利用料についても、競争激化によってサービス提供価格が安価になる傾向があり、ハウスプリペイドカード事業全体の収益率は過去の事業年度に比して低下しております。今後は有力代理店との関係強化による新規獲得の増加、導入店舗数拡大、関連ソリューション導入等による既存案件の収益増加を図ること、ストック型収入の源泉である取扱高の拡大に努めます。また、プリペイドカードの製造等の売上原価やその他販売費および一般管理費の継続的な削減にも努め、当事業の収益性の向上を図ります。

ブランドプリペイドカード事業における新規のカード発行会社(イシュア)及び提携先の獲得

当社グループは、平成25年7月にブランドプリペイドカード事業を開始いたしました。この開発において、総額約8.8億円規模の投資を実施しており、早期に投資資金回収をすべきと認識しております。その状況のもと、カード発行会社(イシュア)においては、受注してからサービス開始までに10ヶ月以上の期間を要するため、早期受注が課題であります。また、新規の提携先に向けては、ハウスプリペイドカード事業の代理店網を活用し、さらなる営業強化を目指します。同時に、センター機能見直しや提携先を追加する際のプロセスを簡略化することで導入コストを削減し、競争優位性を強化することで、カード発行会社（イシュア）及び提携先の獲得へ向けて改善いたします。

アジアへの事業展開の体制構築と実績の確立

当社グループは、アジアにおいて、中国、シンガポール、タイにおいては現地法人を設立して、韓国、フィリピン、マレーシア他では代理店を経由して事業展開をしております。各国とも代理店・協業パートナーと共に新規顧客の開拓を続けておりますが、案件は徐々に規模の拡大、案件数の増加が進んでおり、新規営業やサービス運営、及び現地法人の運営体制の強化が課題となっております。また、会員管理やモバイル決済など、各国の事情に合わせたサービスニーズの提供に向けた現地企業との提携や、M&Aなども視野に入れた各国の同業企業との連携などを行い、アジア主要国での実績の早期確立・拡大に努めます。

システム稼働の安定化

当社グループは、サーバー管理型プリペイドカードシステムをASP（アプリケーションサービスプロバイダ：アプリケーションソフトの機能をネットワーク経由で顧客に提供するサービス）で提供しており、ユーザーに24時間365日間、安心してサービスを利用していただくために、システム稼働の安定化が重要な課題であると認識しております。大型案件の増加によるアクセス数及び取扱高の増加に対応するため、当連結会計年度中にハウスプリペイドカード事業向けのシステム設備の増強を行いました。更なる安定稼働に向け、システム運用体制の整備、運用業務の改善等を行うとともに、今後も継続的な設備投資を行い、システムの信頼性向上に取り組めます。

内部管理体制の強化による、事業基盤強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスクマネジメントのための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。具体的には、部署間の役割分担の明確化とともに関係を強化し、業務整理を推進して効率化を図るとともに、経営の公平性や透明性を確保するために、内部管理体制の強化に取り組めます。

4 【事業等のリスク】

本書に記載しました事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあると考えられます。また、必ずしも以下に記載するリスク要因に該当しない事項につきましても、投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から、以下に記しております。当社グループにおきましては、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び万が一発生した場合の迅速な対処に努める方針ではありますが、当社の株式に関する投資判断は、本項並びに本書における本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 電子決済市場に関するリスク

電子決済市場について

当社グループが営んでいるハウスプリペイドカード事業及びブランドプリペイドカード事業は、電子決済市場に属しており、当社グループのカード発行枚数及び決済金額は増加傾向にあります。しかしながら、電子決済市場の将来性には不透明な部分があり、同市場における新たな規制の導入、個人消費の衰退、その他予期せぬ事象の発生によって、電子決済市場が順調に成長しない場合、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制等について

当社グループが営んでいるハウスプリペイドカード事業及びブランドプリペイドカード事業は、電子決済市場に属しており、資金決済法の規制を受けております。当社グループでは顧問弁護士等を通じて新たな規制の情報を直ちに入手し対応するための体制を整えておりますが、今後、新たに資金決済法における資金保全義務（供託金等）に関する規制等の制定等又は改正が実施された場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

他社との競合について

当社グループは、ハウスプリペイドカード事業及びブランドプリペイドカード事業を主たる事業領域としておりますが、当該分野においては他企業も事業を展開しております。資金決済に係る同事業は参入障壁が比較的高いと当社グループは認識しているものの、市場の拡大により競合が激しい状況にあります。当社グループは、最適なユーザビリティを追及したシステムの構築、コンテンツの提供、システム利用時の安全性の確保及びカスタマーサポートの充実等に取り組み、差別化をして競争力の向上を図っております。しかしながら、当社と同様のサービスを展開する企業等との更なる競合激化や、価格競争等が発生し、十分な差別化が図られなかった場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ブランドプリペイドカード事業について

当社グループは、ブランドプリペイドカード事業を平成25年7月より開始いたしました。当社グループは、当該事業を軌道に乗せ、早期に投資資金の回収をすべきと認識しておりますが、サービス開始からシステムの安定的な稼働を維持するための外注費が発生したことにより、2期連続で赤字となったため、平成27年6月期にブランドプリペイドシステム開発投資のうち413,946千円を減損処理いたしました。しかしながら、当社グループにおけるブランドプリペイドカード事業の位置づけは、ハウスプリペイドカード事業同様に当社グループの主たる事業領域であることで変わりはなく、ハウスプリペイドカードの利便性をより高めた決済ツールとしての商品性及び当社サービスにおける成功事例を当社ハウスプリペイドカードの既存顧客・販売代理店へ訴求し、導入顧客の拡大を図る他、ブランドプリペイドカードと親和性を期待できる領域（ポイントサービス事業者等）への積極的な展開を計画しております。また、「残高管理センター」のセンター機能見直しや提供先を追加する際のプロセスを簡略化することで導入コストを削減し、競争優位性を強化する等の施策によって導入企業数を増加させております。ただし、市場規模の拡大が鈍化した場合や当社の想定以上に開発費が増加した場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

資産の減損について

当社グループは、ハウスプリペイドカード事業及びブランドプリペイドカード事業の開発に係わるコストについて、資産性のあるものについては自社サービス用のソフトウェアとして無形固定資産に計上し、費用化すべきものについては各事業年度において費用化しております。しかしながら、各事業の事業収益が悪化した場合には、減損会計の適用による減損処理が必要となる場合があり、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害及び情報セキュリティ事故

当社グループの提供するハウスプリペイドカード事業及びブランドプリペイドカード事業のサービスは、基本的にインターネットまたは専用回線を用いて店舗と当社データセンター間を接続しサービスを提供しております。当社グループは、外部のIT事業者とも連携し、事業の安定的な運用の為のシステム強化や、予期せぬ情報システムの障害や内外からの不正アクセス・攻撃に対する対策を講じておりますが、情報セキュリティ事故や通信事業者側の回線障害、役職員の過誤によるシステム障害が発生した場合、営業活動への支障や損害賠償等の法的な紛争が生じる可能性があります、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等の発生

当社の事業所は東京都中央区のみに設置しており、事業活動に関わる設備及び人員が同施設に集中しております。そのため、周辺地域において、地震等の自然災害、大規模な事故、火災、テロ等が発生し、事業設備の損壊、各種インフラの供給制限等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの事業等に影響を及ぼす可能性があります。

人材育成・確保について

当社グループが成長を続けていくために不可欠な要素の一つが、優秀な人材の確保であります。当社グループは今後のグローバルな事業展開を見据えて、人材の採用及び人材育成を重要な経営課題の一つと位置付けており、統括的なプロジェクトマネジメント能力を有する人材を重点的に確保しつつ、将来当社グループを担う人材の育成に注力しております。

しかしながら、人材育成が円滑に進まない場合、又は各部門において中心的役割を担う特定の従業員が万一社外に流出した場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

大日本印刷株式会社との関係について

当社グループの販売代理店である大日本印刷株式会社は、当連結会計年度末日現在、当社グループの総議決権の9.4%を所有しており、当社グループは同社とサービス提供における包括的な業務提携を行っております。具体的には、代理店契約に基づき、当社グループの再販代理店として販売代理店取引を行っており、当連結会計年度における同社に対する売上高の割合は24.2%となりました。そのため、同社との取引は、当社の売上高の増減に対して一定の影響を与える可能性があります。特にブランドプリペイドカード事業においては、当初、同社のサポートを受けながら当該事業を立上げた経緯もあり、当連結会計年度における当該事業の売上高の大半は同社が占めております。今後は販売代理店との関係維持・強化を図りながら、販売代理店を増加させ、同社への過度な依存の低減に努めると共に当該事業基盤の強化を図ってまいります。なお、同社との間には、従業員の派遣出向及び受け入れ出向並びに営業外取引は存在しておらず、当社グループの事業戦略、人事政策及び資本政策について、何ら制約は受けておりません。同社と当社グループの関係は良好であります。今後取引の継続が困難になった場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

代理店との取引関係について

当社グループは、当社グループのバリューカードASPサービスの顧客確保及び事業拡大を図るに当たって、多くの導入企業と業務上取引のある企業を当社グループのバリューカードASPサービスの販売代理店として代理販売契約を締結し、販売促進に向けた協業を行っております。例えば、全国の飲食店・小売店へPOSレジシステムの導入を行っている大手POSベンダーと提携し、当該代理店が自社の顧客である飲食店・小売店へ当社プリペイドカードサービスの紹介を行うほか、同代理店のPOSレジシステムに当社プリペイドカードサービスの機能を標準搭載することでサービス導入のリードタイムを短縮可能とする取組みを行っております。販売代理店には、再販代理店及び取次代理店が存在しており、本書提出日現在での販売代理店数は86社となっております。

販売代理店と当社グループの関係は良好であります。今後取引の継続が困難になった場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

業務委託先との取引関係について

当グループは、サーバー管理型プリペイドカードシステムをASPで提供しており、ユーザに継続して安定的にサービスを利用していただくために、これらサービスの一部を外部に委託しております。例えば、導入先企業の顧客向けのメール配信サービスの委託やシステムの運用管理の一部を外部に委託しております。これらの業務委託先と当社グループの関係は良好であります。今後取引の継続が困難になった場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

季節性による収益の偏重について

当社グループのハウスプリペイドカード事業において、当社グループのバリューカードASPサービスの主要な導入企業は飲食業・小売業が中心であり、繁忙期である夏季商戦、次いで年末商戦を見据えての導入を行うケースが多く見られます。このことから、当社売上も夏季商戦直前の第4四半期がピークとなり、それを過ぎた翌連結会計年度の第1四半期はその反動でやや落ち着く傾向があります。また、案件の進行状況によっては、稼働時期の遅延等により、予定されていた事業年度内に売上高が計上されない可能性があり、その場合、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

税務上の繰越欠損金について

当連結会計年度末において、税務上の繰越欠損金が存在しております。当社グループの業績が事業計画に比して順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(3) 事業体制に関するリスク

小規模組織であることについて

当期連結会計年度末日における当社組織は、取締役4名、監査役3名(うち非常勤監査役2名)、従業員数67名(うち臨時雇用者数2名)であり、会社の規模に応じた内部管理体制や業務執行体制となっております。このため、業容拡大に応じた人員を確保できず役職員による業務遂行に支障が生じた場合、あるいは役職員が予期せず退社した場合には、内部管理体制や業務執行体制が有効に機能せず、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

代表取締役社長尾上徹への依存について

代表取締役社長である尾上徹は、当社グループの創業者であり、クレジットカード業界で得た豊富な経験と知識を活かし、グループの代表として指揮をとっております。何らかの理由により同氏が当社グループにおいて業務を継続することが困難となった場合、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開におけるリスク

当社グループは、現在、中国、韓国、シンガポール、タイ等アジア地域を中心に、海外への事業の進出を図っております。グローバルな事業活動を展開するうえで、各国における法的規制、政情不安や事業環境の不確実性等のリスクを完全に回避できる保証はありません。このようなリスクに直面した場合には、当該国における費用が当初の見込みを上回る可能性があり、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があります。

(4) その他

外国為替相場の変動に関するリスク

当社グループは、中国に連結子会社を有し、アジア地域を中心として海外への事業進出を図っております。各国における取引は主に外貨建てで行っており、為替相場が変動した場合には、当社グループの経営成績及び財務状態に影響を及ぼすこととなります。

配当政策について

当社グループは、当面は株主への長期的な利益還元を実現するために、環境変化に対応した事業展開を行うとともに、内部留保資金の充実を図る方針であります。将来は、株主への利益還元と財務体質ならびに内部留保の充実のバランスを考慮しながら、配当を検討する所存ではありますが、現時点においては、配当実施の可能性及びその実施時期につきましては未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社及び子会社の取締役及び従業員に対するインセンティブ付与を目的とし、新株予約権を付与しております。新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、当連結会計年度末日現在におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は179,300株であり、発行済株式総数の12.3%に相当しております。また、当社グループは今後も優秀な人材確保のために同様のインセンティブプランを実施する可能性があり、将来付与したストック・オプションが行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

資金使途について

当社グループが計画している公募増資による調達資金については、既存事業の拡大、新規事業のための設備投資及び海外での人材採用に伴う人件費及び現地法人設立費用に充当する予定であります。しかしながら、当社グループが属する業界は変化が激しいため、計画の変更を余儀なくされ、調達資金を当初目的以外の目的で使用する可能性があります。また、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定していた投資効果を上げられない可能性もあります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は大日本印刷株式会社との間で下記のとおり業務・資本提携に関する契約を締結しております。

契約締結日	契約期間	契約内容	
平成21年3月6日	本契約の締結日から1年毎の協議による決定	ギフトカード導入支援事業	企画 / 提案業務
			販促支援 / ツール制作業務
			カード制作 / 発行業務
		ギフトカード残高管理支援事業	コンサルティング業務
			プロセッシング業務
		全般事項	センター構築業務
			センター運用業務
			開発業務
		ギフトカード関連ソリューション事業	同社のソリューション提案
平成25年4月26日	本契約の締結日から1年毎の協議による決定	ギフトカード企画・販促事業	営業
			企画 / 提案業務
			販促支援 / ツール制作業務
		ギフトカードシステムインフラ整備・構築事業	ネットワークプリペイド取引処理システム
			会員管理システム
			相互接続
		BPO事業(注)	一般消費者向けコールセンター業務
			カード会社 / 加盟店向け事務局業務
			各種入力業務
		カード発行事業	カード企画 / 製造業務
			カード発行 / 配送業務

(注) BPO事業とは、ビジネス・プロセス・アウトソーシング事業を意味しております。

当社は大日本印刷株式会社との間で下記のとおりバリューカードASPサービス再販契約を締結しております。

契約締結日	契約期間	契約内容
平成27年11月1日	1年毎の自動更新	バリューカードASPサービスの再販売委託

当社は大日本印刷株式会社との間で下記のとおりブランドプリペイド・オーソリシステム(注)利用基本契約を締結しております。

契約締結日	契約期間	契約内容
平成25年7月1日	平成25年7月1日から平成31年3月31日	当社が開発したブランドプリペイドカード・オーソリシステムの利用許諾

(注) ブランドプリペイドカード・オーソリシステムとは、ブランドプリペイドカード事業で当社が開発したVISA等の決済ネットワークとの接続及び残高管理機能を提供するシステムのことです。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内に合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

資産

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて331,172千円増加し、1,308,115千円となりました。これは主として、現金及び預金が249,693千円増加、有形固定資産が110,366千円増加したことによるものです。

負債

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて165,970千円減少し、522,675千円となりました。これは主として、未払金が117,073千円減少、買掛金が38,684千円減少したことによるものです。

純資産

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて497,142千円増加し、785,440千円となりました。これは主として、株式上場に伴う公募増資及び第三者割当増資により資本金が292,686千円、資本剰余金が292,686千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

売上高

当連結会計年度の売上高は1,738,079千円（前連結会計年度比106,908千円増）となりました。この主な内訳は、ハウスプリペイドカード事業1,473,549千円（前連結会計年度1,429,253千円）、ブランドプリペイドカード事業264,529千円（前連結会計年度201,916千円）であります。

売上原価

当連結会計年度の売上原価は1,032,097千円（前連結会計年度比116,049千円増）となりました。この主な要因は、システム開発による外注費及び減価償却費等の増加によるものであります。

販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は718,408千円（前連結会計年度比191,734千円増）となりました。この主な要因は、業容の拡大に伴う人件費や代理店手数料等の増加によるものであります。

営業外収益及び費用

当連結会計年度の営業外収益3,031千円（前連結会計年度比2,776千円増）となりました。この主な要因は、為替差益によるものであります。営業外費用は34,950千円（前連結会計年度比9,356千円増）で、この主な要因は、株式公開費用の増加によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,738,079千円、営業損失12,426千円、経常損失44,345千円、親会社株主に帰属する当期純損失87,323千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略と今後の見通しについて

当社グループは、ブランドプリペイドカード事業を平成25年7月より開始いたしました。システムの安定稼働と投資資金の早期回収に向けた対応が最大の課題だと認識しております。

また、国内でのハウスプリペイドカード事業収益を拡大すると共に、早期にアジアマーケットへ着手し、急速に伸びるアジア市場に先行投資して、プリペイドカードの取扱高・導入店舗数においてトップシェアを占め、アジアナンバーワンのポジションを獲得していく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は264,963千円であり、その主な内容は、ハウスプリペイドカード事業において、当社サービスのシステムインフラの維持・増強等や、当社サービスの導入企業向けに実施したシステムのカスタマイズにかかるハウスプリペイドカード事業関連(168,100千円)等の投資と、ブランドプリペイドカード事業において、当社サービスの導入企業向けにシステム開発を実施した新システム構築費(90,199千円)であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成29年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都 中央区)	ハウスプリペ イドカード事 業	業務設備	—	79,003	218,370	297,373	52(0)
本社 (東京都 中央区)	ブランドプリ ペイドカード 事業	業務設備	148	138,523	16,401	155,074	2(0)
本社 (東京都 中央区)	全社 (共通)	本社設備	2,797	97	6,424	9,320	6(2)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェア仮勘定等であります。
4. 従業員数の()は、アルバイト、派遣社員を外書きしております。
5. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	ハウスプリペイド カード事業 ブランドプリペイド カード事業 全社(共通)	本社事務所	21,402

(2) 在外子会社

主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都中央 区)	ハウスプリペ イドカード事 業	社内業務設備 の強化	16,800	—	自己資金	平成29年7 月	平成30年6 月	—
		サービス付加 機能	28,600	—	自己資金	平成29年7 月	平成30年6 月	—
		システム設備 の増強及び刷 新	137,500	—	自己資金	平成29年7 月	平成30年6 月	—
本社 (東京都中央 区)	ブランドプリ ペイドカード 事業	システム設備 の増強及び刷 新	43,425	—	自己資金	平成29年7 月	平成30年6 月	—

(注) 1．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2．完成後の増加能力については計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,560,000
計	4,560,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年9月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,452,500	1,453,500	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は、完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,452,500	1,453,500	—	—

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成29年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第2回新株予約権

平成22年5月15日臨時株主総会決議(平成22年6月25日開催取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	479(注)6	479(注)6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,900(注)1、5、6	47,900(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650(注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650(注)5 資本組入額 325(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使できる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。

これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利を行使した者の数及び退職により権利を喪失した者の数を減じている。

第3回新株予約権

平成22年5月15日臨時株主総会決議(平成22年7月1日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000(注)1、5	2,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650(注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650(注)5 資本組入額 325(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使できる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。

これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

第4回新株予約権

平成22年5月15日臨時株主総会決議(平成23年4月28日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	32(注)6	32(注)6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,200(注)1、5、6	3,200(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650(注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650(注)5 資本組入額 325(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使できる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。

これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職により権利を喪失した者の数を減じている。

第 5 回新株予約権

平成24年 8 月31日臨時株主総会決議(平成24年11月 9 日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年 6 月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年 8 月31日)
新株予約権の数(個)	462 (注) 6	462 (注) 6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,200(注) 1、 5、 6	46,200(注) 1、 5、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	850(注) 2、 5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年11月10日 至 平成34年 8 月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 850(注) 5 資本組入額 425(注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 . 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2 . 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使できる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。

これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利を行使した者の数を減じている。

第 6 回新株予約権

平成24年 8 月31日臨時株主総会決議(平成25年 4 月10日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年 6 月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年 8 月31日)
新株予約権の数(個)	32 (注) 6	32 (注) 6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,200(注) 1、5、6	3,200(注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	850(注) 2、5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年 4 月11日 至 平成34年 8 月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 850(注) 5 資本組入額 425(注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使できる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。

これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職により権利を喪失した者の数を減じている。

第7回新株予約権

平成26年9月29日定時株主総会決議(平成27年1月15日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	240	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000(注)1、5	24,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,500(注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年1月17日 至 平成36年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500(注)5 資本組入額 750(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使できる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。

これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

第8回新株予約権

平成26年9月29日定時株主総会決議(平成27年6月29日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	252	252
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,200(注)1、5	25,200(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,500(注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年9月30日 至 平成36年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500(注)5 資本組入額 750(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使できる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。

これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

第9回新株予約権

平成27年2月4日臨時株主総会決議(平成27年6月29日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	266(注)6	256(注)6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,600(注)1、5、6	25,600(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,500(注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年2月5日 至 平成37年2月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500(注)5 資本組入額 750(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使できる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。

これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職により権利を喪失した者の数を減じている。

第10回新株予約権

平成27年 2 月 4 日臨時株主総会決議(平成27年 6 月29日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年 6 月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年 8 月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000(注) 1、 5	1,000(注) 1、 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,500(注) 2、 5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年 2 月 5 日 至 平成37年 2 月 3 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500(注) 5 資本組入額 750(注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 . 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2 . 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使できる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。

これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年 5月30日 (注) 1	722	8,325	32,490	211,832	32,490	191,832
平成25年 6月25日 (注) 2	402	8,727	2,065	213,897	2,065	193,897
平成26年 6月30日 (注) 3	1,799	10,526	134,925	348,822	134,925	328,822
平成26年 7月 1日 ~ 平成27年 5月 8日 (注) 4	215	10,741	3,062	351,885	3,062	331,885
平成27年 6月25日 (注) 5	665	11,406	49,875	401,760	49,875	381,760
平成28年 4月12日 (注) 6	1,129,194	1,140,600	—	401,760	—	381,760
平成28年 9月23日 (注) 7	268,000	1,408,600	251,491	653,251	251,491	633,251
平成28年10月26日 (注) 8	43,900	1,452,500	41,195	694,446	41,195	674,446

- (注) 1. 第三者割当 発行価格90,000円、資本組入額45,000円
割当先 大日本印刷株式会社
2. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。
3. 第三者割当 発行価格150,000円、資本組入額75,000円
割当先 株式会社ティーガイア JA三井リース株式会社 NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合
4. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。
5. 第三者割当 発行価格150,000円、資本組入額75,000円
割当先 ネオス株式会社、株式会社セレス
6. 平成28年 4月12日付で、普通株式 1株につき100株の株式分割を行っております。
7. 平成28年 9月23日を払込期日とする公募による株式を発行したことにより、発行済株式総数が268,000株、資本金及び資本準備金それぞれ251,491千円増加しております。
有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格2,040円 引受価格1,876.80円 資本組入価格額938.40円
8. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
発行価格 1,876.80円、資本組入額938.40円
割当先 S M B C 日興証券株式会社

(6) 【所有者別状況】

平成29年 6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	5	18	21	14	2	652	712	-
所有株式数 (単元)	-	1,018	1,629	5,987	571	22	5,292	14,519	600
所有株式数 の割合(%)	-	7.01	11.22	41.24	3.93	0.15	36.45	100.00	-

(7) 【大株主の状況】

平成29年 6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	137,200	9.45
尾上 徹	東京都中央区	127,800	8.80
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	78,900	5.43
ネオス株式会社	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1	70,000	4.82
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	66,700	4.59
GMOペイメントゲートウェイ株式 会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号	66,600	4.59
株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号	60,000	4.13
株式会社一休	東京都港区赤坂三丁目3番3号	50,000	3.44
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	46,900	3.23
金子 毅	東京都中央区	37,900	2.61
計	—	742,000	51.08

(注) 前事業年度末において主要株主であった大日本印刷株式会社及び尾上徹は、当事業年度末では主要株主ではなく
なっております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年 6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,451,900	14,519	権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 600	—	—
発行済株式総数	1,452,500	—	—
総株主の議決権	—	14,519	—

【自己株式等】

平成29年 6 月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社バリューデザイン	東京都中央区日本橋茅場町 二丁目7番1号	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 単元未満株式の買取請求による取得に伴い、当事業年度末の自己株式数は32株となっております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第2回新株予約権(平成22年5月15日臨時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 権利行使、退職者による権利喪失及び役職変更により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役1名、当社従業員5名、その他1名であります。

第3回新株予約権(平成22年5月15日臨時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成22年7月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 役職変更により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名であります。

第4回新株予約権(平成22年5月15日臨時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成23年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 社外協力者の入社、退職者による権利喪失及び役職変更により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役1名であります。

第5回新株予約権(平成24年8月31日臨時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成24年11月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 権利行使及び役職変更により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役1名、当社従業員1名であります。

第 6 回新株予約権(平成24年 8 月31日臨時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成25年 4 月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 社外協力者の入社及び退職者による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役 1 名、当社従業員 5 名であります。

第 7 回新株予約権(平成26年 9 月29日定時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成27年 1 月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第 8 回新株予約権(平成26年 9 月29日定時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成27年 6 月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第 9 回新株予約権(平成27年 2 月 4 日臨時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成27年 6 月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 29 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 社外協力者の入社、退職者による権利喪失及び役職変更等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役 1 名、当社監査役 1 名、当社従業員22名であります。

第10回新株予約権(平成27年 2 月 4 日臨時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成27年 6 月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	32	129
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	32	—	32	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、創業以来、財務体質の強化並びに将来の事業展開に備えるため、配当可能利益を全額内部留保とし、配当を実施しておりません。株主に対する利益還元については経営の最重要課題の一つとして位置付けており、当面は内部留保の充実に注力する方針ですが、企業規模や収益が安定期に入ったと判断された時点で、経営成績・財政状態を勘案しながら、配当による株主への利益還元に努める所存であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開のため財源として利用していく予定であります。

なお、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めており、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会を配当の決定機関としております。今後、配当を実施する場合は、期末配当の年1回を基本方針といたします。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
最高(円)	—	—	—	—	5,120
最低(円)	—	—	—	—	2,730

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。
2. 当社株式は、平成28年9月26日から東京証券取引所マザーズに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	4,270	4,950	4,850	4,530	4,250	2,900
最低(円)	3,750	3,610	4,150	3,575	2,788	2,730

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

5 【役員の状況】

男性 6 名 女性 1 名(役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	尾上 徹	昭和42年10月11日	平成2年4月 平成15年4月 平成17年9月 平成18年7月 平成18年10月 平成26年1月 平成28年2月 平成29年3月 平成29年7月	株式会社ジェーシービー 入社 同社市場開発部グループマネー ジャー インブルーテクノロジー株式 会社 入社 同社カード事業本部長 当社設立 当社執行役員 当社代表取締役社長(現任) 佰(上海)信息技有限公司董事 長(現任) VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD. Director(現任) VALUEDESIGN (THAILAND)CO.,LTD. Director(現任) VALUEDESIGN (MALAYSIA)SDN.BHD. Director(現任)	(注) 2	127,800
常務取締役	—	林 秀治	昭和53年12月6日	平成13年4月 平成18年4月 平成18年7月 平成18年10月 平成27年10月	株式会社ジェーシービー 入社 インブルーテクノロジー株式 会社 入社 当社設立 当社執行役員 当社取締役 当社常務取締役(現任)	(注) 2	29,000
取締役	管理部長	本多 誠一	昭和36年12月29日	昭和60年4月 平成12年4月 平成13年9月 平成20年3月 平成21年9月 平成22年3月 平成25年7月 平成25年9月 平成26年9月 平成28年1月 平成29年3月 平成29年7月 平成29年8月	株式会社フジタ 入社 同社国際財務部マネージャ 株式会社アッカ・ネットワークス (現 ソフトバンク株式会社) 入社 同社財務経理部長 ユナイテッドヘルスケア株式会社 (現 株式会社キャピタルメディ カ) 入社 同社オペレーションマネージャ 医療法人新青会理事 当社入社 管理部担当部長 当社監査役 当社取締役 当社取締役管理部長(現任) VALUEDESIGN (THAILAND)CO.,LTD. Director(現任) VALUEDESIGN (MALAYSIA)SDN.BHD. Director(現任) VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD. Director(現任)	(注) 2	4,200
取締役	国内事業 本部長	一柳 寿一	昭和43年12月15日	平成3年4月 平成12年4月 平成21年4月 平成22年7月 平成27年7月 平成27年9月 平成29年8月	株式会社オリエントコーポレー ション入社 同社カード営業部課長 同社営業部課長 当社入社 執行役員 当社執行役員営業本部長 当社取締役営業本部長 当社取締役国内事業本部長(現 任)	(注) 2	7,000
常勤監査役	—	金子 毅	昭和40年5月18日	平成2年4月 平成15年2月 平成17年5月 平成17年11月 平成18年10月 平成22年5月 平成26年9月	アメリカン・エクスプレス・イン ターナショナルInc.日本支社 入 社 株式会社ジャクソンアンドミキコ ンサルティング 入社 株式会社クリエーション 入社 インブルーテクノロジー株式 会社 入社 当社入社 当社取締役 当社監査役(現任)	(注) 3	37,900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	田部井 修	昭和30年 8月25日	昭和54年 4月 昭和59年10月 平成 2年10月 平成10年 6月 平成12年 8月 平成13年 6月 平成19年 6月 平成20年 1月 平成24年 2月 平成26年 9月 平成28年 5月	近畿日本ツーリスト株式会社入社 株式会社和広入社 石川会計事務所(現：税理士法人 ハートフル会計事務所)入所 田部井会計事務所設立 所長(現 任) 株式会社アイティーコンサルティ ング設立 代表取締役就任(現任) 株式会社ユタカ産業 監査役 インタクト株式会社 監査役 株式会社大里 監査役(現任) 株式会社アクトコール 監査役 (現任) 当社監査役(現任) 株式会社ノムラシステムコーポ レーション 監査役(現任)	(注) 3	—
監査役	—	久礼美紀子	昭和53年10月27日	平成13年 4月 平成19年 9月 平成21年 2月 平成27年 9月	日本アイ・ピー・エム株式会社 入社 弁護士登録(第一東京弁護士会) AZX総合法律事務所 入所 弁護士法人内田・鯨島法律事務 所 入所(現任) 当社監査役(現任)	(注) 3	—
計							205,900

- (注) 1. 監査役田部井修及び監査役久礼美紀子は、社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、平成29年 6月に係る定時株主総会集結の時から 2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する平成31年 6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、平成28年 4月12日開催の臨時株主総会集結の時から 4年以内に終了する事業年度のう
ち、最終のものに関する平成31年 6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 当社では、意思決定の迅速化及び取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は
1名で、執行役員小柳雄志であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大、企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速性を高めて参ります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んで参ります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行って参ります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ 会社の機関の内容

a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、1ヶ月に一度の定例の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。また、業務執行は、執行役員1名を選任し、権限委譲した組織運営を行い、業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。なお、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

b 監査役会・監査役

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、1ヶ月に一度開催しております。ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施していただくこととしております。常勤監査役は、株主総会・取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受等法律上の権利行使のほか、重要な会議への出席等実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。なお、監査役会においては月次にて常勤監査役が日常で行っている監査結果について報告し、必要に応じて協議を行っております。

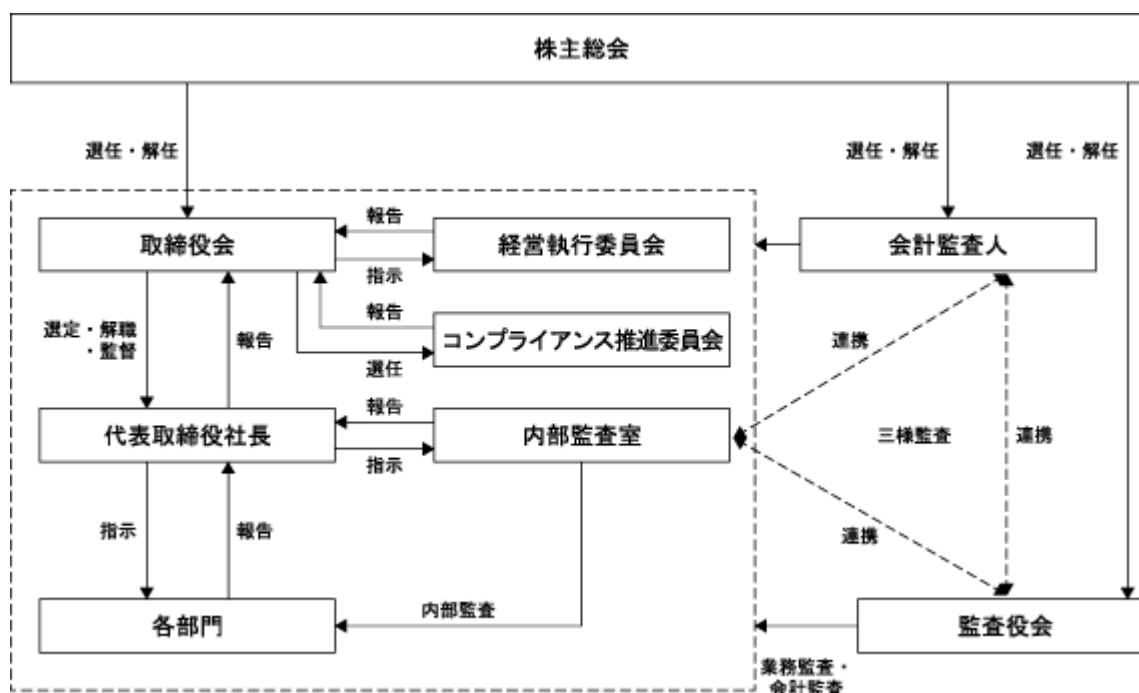
c 経営執行委員会

経営執行委員会は、執行役員以上の職位の者により構成されており、原則として毎月1回以上開催することとしております。当該委員会では、取締役会の委嘱を受けた事項及びその他経営に関する重要事項について、協議、決裁及び報告を行っております。

d コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス推進委員会は、委員長である代表取締役社長並びに取締役会により選任された委員により構成されており、原則として四半期ごとに1回以上開催することとしております。当該委員会では、コンプライアンスに関する規程の改廃、当該規程の施行にあたり必要となるコンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラム等の協議及び決議、並びにコンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する協議及び決議を行っております。

なお、これらの模式図は次のとおりです。



□ 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成27年10月15日の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下の通りであります。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、『私たちは、商取引に不可欠な決済手段を単なる決済手段にとどまらず、プロモーション、マーケティング、ブランディングの観点から企業の販売促進活動を支援し、多様化する決済手段を最適化するとともに、「バリューカード」を通じて、店舗、消費者双方の価値を最大化します。』との企業理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- (b) 取締役会は、「取締役会規程」及び「決裁権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- (c) コンプライアンスの状況は、委員長である代表取締役社長及び取締役会により選任された委員から構成されるコンプライアンス推進委員会等を通じて取締役会に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- (d) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、管理部を窓口として定め、適切に対応する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書保管管理規程」及び「稟議事務取扱規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- (b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
 - (b) リスク情報等については各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は管理部が行うものとする。
 - (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確かな対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - (d) 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - (b) 各部門長は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。
 - (c) 各部門においては、「決裁権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化をはかることで、迅速性及び効率性を確保する。
- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
 - (b) グループ会社の管理は管理部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役は、当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
 - (c) 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、管理部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - (b) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求める等必要な連携を図ることとする。

i 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

j 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (b) 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- (c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

リスク管理体制の整備の状況

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、必要に応じて外部の専門家に照会を行った上で対処するとともに、経営執行委員会等又は取締役会に報告しその対応策について協議しております。

また、個人情報の保護について最大限の注意を払っており、個人情報の取り扱いに関する運用を徹底しております。システム障害に関しましても、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策、コンピューターウィルス等の侵入やハッカーによる妨害等を回避するために必要と思われる対策をとっております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室が担当しており、担当者を2名配置しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

各監査役は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査は、每期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行うとともに、決裁書類の閲覧等を適時に行い、取締役の業務執行の監査を行っております。

監査役、内部監査室及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在、当社は社外監査役を2名選任しております。当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外監査役について、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役社長その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを社外監査役の選考基準としております。

当社と社外監査役の間には、人的関係、資本関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役田部井修は、税理士として会計税務に関する専門的な知識を有しております。

社外監査役久礼美紀子は、弁護士として専門的な法律知識を有しております。

社外監査役は、原則として毎月1回開催する取締役会及び監査役会に出席し、取締役の業務執行の状況を監査するほか、客観的な立場から職務執行に関する監督及び助言を積極的に行っております。

社外取締役については、当社経営への客観的かつ的確な意見をいただくためには、業界に関する知見を有する方である必要があり、また、当社経営者から独立性を有する必要があると考えておりますが、これらの要件を満たす適任者の方の選定に至っておりません。

他方で、適任者でない方を社外取締役に選任した場合には、当社経営の機動性を害し、取締役会に期待される機能が果たせない可能性があることから、現時点において社外取締役を置くことは相当でないと判断いたしました。

当社としましては、社外取締役を導入する重要性を認識しており、引き続き社外取締役候補者の選定を鋭意進めていく方針です。

役員報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	33,614	33,614	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	6,331	6,331	—	—	—	1
社外取締役	—	—	—	—	—	—
社外監査役	2,400	2,400	—	—	—	2

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二 役員の報酬等の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役会が決定しております。監査役については監査役会で決めています。

会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツが監査を担当しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社との間には、特別な利害関係はありません。なお、会計監査業務を執行した公認会計士は遠藤康彦、高橋篤史の2名であり、当社の監査業務に係る補助者は公認会計士3名、その他4名であります。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

責任限定契約の内容

当社と非常勤監査役2名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該非常勤監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として中間配当が行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	24,000	-	24,000	1,000
連結子会社	-	-	-	-
計	24,000	-	24,000	1,000

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当ありません。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場申請のためのコンフォートレター作成に関する業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年 6 月30日)	当連結会計年度 (平成29年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	268,920	518,613
売掛金	283,130	252,163
たな卸資産	¹ 14,447	¹ 12,325
繰延税金資産	19,138	—
その他	32,595	34,206
貸倒引当金	9,573	7,687
流動資産合計	608,659	809,621
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,407	5,407
減価償却累計額	1,989	2,461
建物（純額）	3,417	2,946
工具、器具及び備品	87,172	102,775
減価償却累計額	30,145	41,400
工具、器具及び備品（純額）	57,027	61,374
リース資産	154,138	297,833
減価償却累計額	138,481	160,382
リース資産（純額）	15,656	137,450
建設仮勘定	57,253	42,615
その他	55,075	58,056
減価償却累計額	51,346	54,994
その他（純額）	3,728	3,062
有形固定資産合計	137,083	247,449
無形固定資産		
ソフトウェア	152,235	214,563
ソフトウェア仮勘定	20,714	—
その他	9	187
無形固定資産合計	172,959	214,750
投資その他の資産		
繰延税金資産	42,420	20,869
その他	17,046	15,720
貸倒引当金	1,225	295
投資その他の資産合計	58,241	36,293
固定資産合計	368,284	498,493
資産合計	976,943	1,308,115

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年 6 月30日)	当連結会計年度 (平成29年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	109,968	71,284
1年内返済予定の長期借入金	35,880	34,805
リース債務	45,118	23,877
未払金	204,754	87,680
未払法人税等	14,157	2,013
その他	31,270	57,124
流動負債合計	441,150	276,787
固定負債		
長期借入金	224,865	190,060
リース債務	2,657	55,828
長期未払金	19,972	—
固定負債合計	247,494	245,888
負債合計	688,645	522,675
純資産の部		
株主資本		
資本金	401,760	694,446
資本剰余金	381,760	674,446
利益剰余金	496,042	583,365
自己株式	—	129
株主資本合計	287,477	785,398
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	820	42
その他の包括利益累計額合計	820	42
非支配株主持分	—	0
純資産合計	288,298	785,440
負債純資産合計	976,943	1,308,115

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 7月 1 日 至 平成28年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7月 1 日 至 平成29年 6月30日)
売上高	1,631,170	1,738,079
売上原価	916,048	1,032,097
売上総利益	715,122	705,981
販売費及び一般管理費	1 526,673	1 718,408
営業利益又は営業損失（ ）	188,448	12,426
営業外収益		
受取利息	59	25
為替差益	—	2,115
受取保険金	—	711
その他	195	179
営業外収益合計	254	3,031
営業外費用		
支払利息	16,469	19,261
株式交付費	—	8,414
株式公開費用	—	6,883
為替差損	8,872	—
その他	251	390
営業外費用合計	25,593	34,950
経常利益又は経常損失（ ）	163,109	44,345
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（ ）	163,109	44,345
法人税、住民税及び事業税	10,247	2,290
法人税等調整額	2,665	40,689
法人税等合計	12,912	42,979
当期純利益又は当期純損失（ ）	150,197	87,324
非支配株主に帰属する当期純損失（ ）	—	1
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	150,197	87,323

【連結包括利益計算書】

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)
当期純利益又は当期純損失（ ）	150,197	87,324
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	3,537	777
その他の包括利益合計	1 3,537	1 777
包括利益	153,735	88,102
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	153,735	88,101
非支配株主に係る包括利益	—	1

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年 7 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	401,760	381,760	646,239	137,280	2,717	2,717	134,563
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益			150,197	150,197			150,197
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					3,537	3,537	3,537
当期変動額合計	—	—	150,197	150,197	3,537	3,537	153,735
当期末残高	401,760	381,760	496,042	287,477	820	820	288,298

当連結会計年度(自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	401,760	381,760	496,042		287,477	820	820		288,298
当期変動額									
新株の発行	292,686	292,686			585,373				585,373
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			87,323		87,323				87,323
自己株式の取得				129	129				129
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						777	777	0	778
当期変動額合計	292,686	292,686	87,323	129	497,920	777	777	0	497,142
当期末残高	694,446	674,446	583,365	129	785,398	42	42	0	785,440

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（ ）	163,109	44,345
減価償却費	84,138	111,754
貸倒引当金の増減額（ は減少）	527	2,816
受取利息	59	25
支払利息	16,469	19,261
株式交付費	—	8,414
株式公開費用	—	6,883
売上債権の増減額（ は増加）	16,914	31,107
たな卸資産の増減額（ は増加）	5,016	2,275
仕入債務の増減額（ は減少）	38,473	2,154
未払金の増減額（ は減少）	37,838	4,014
未払消費税等の増減額（ は減少）	10,645	9,986
未払費用の増減額（ は減少）	2,377	5,973
前受金の増減額（ は減少）	5,400	37,066
その他	438	2,933
小計	190,764	168,799
利息及び配当金の受取額	59	25
利息の支払額	9,518	15,251
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	912	16,129
営業活動によるキャッシュ・フロー	182,216	137,444
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	46,846	108,177
無形固定資産の取得による支出	38,310	154,115
敷金の差入による支出	—	1,095
投資活動によるキャッシュ・フロー	85,156	263,388
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	174,500	—
長期借入金の返済による支出	60,380	35,880
リース債務の返済による支出	65,822	61,910
割賦債務の返済による支出	105,150	95,544
株式の発行による収入	—	576,959
自己株式の取得による支出	—	129
株式公開費用の支出	—	6,883
財務活動によるキャッシュ・フロー	56,853	376,611
現金及び現金同等物に係る換算差額	112	974
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	40,319	249,693
現金及び現金同等物の期首残高	228,600	268,920
現金及び現金同等物の期末残高	1 268,920	1 518,613

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 佰佰(上海)信息技有限公司

VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD

VALUEDESING (THAILAND) CO.,LTD

上記のうち、VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD及びVALUEDESING (THAILAND) CO.,LTDは当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社 佰佰(上海)信息技有限公司の決算日は12月31日であります。

連結子会社 VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD及びVALUEDESING (THAILAND) CO.,LTDの決算日は3月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・・・・・先入先出法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

仕掛品・・・・・・・・・・個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未払費用の増減額」及び「前受金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた7,339千円は、「未払費用の増減額」2,377千円、「前受金の増減額」5,400千円、「その他」438千円として組替えております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年 6 月30日)	当連結会計年度 (平成29年 6 月30日)
商品	14,429千円	7,425千円
仕掛品	— "	4,900 "
貯蔵品	18 "	— "

- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年 6 月30日)	当連結会計年度 (平成29年 6 月30日)
当座貸越極度額	150,000千円	230,000千円
借入実行残高	— "	— "
差引額	150,000 "	230,000 "

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年 7 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)
給料手当	183,669千円	226,485千円
代理店手数料	81,559 "	147,340 "
業務委託費	65,071 "	114,953 "
貸倒引当金繰入額	84 "	1,936 "

(連結包括利益計算書関係)

- 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年 7 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	3,537千円	777千円
その他の包括利益合計	3,537 "	777 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,406	1,129,194	—	1,140,600

(変動事由の概要)

株式分割による増加 1,129,194株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,140,600	311,900	—	1,452,500

(変動事由の概要)

東京証券取引所マザーズ上場に伴う新株発行による増加 268,000株
オーバーアロットメントによる新株発行による増加 43,900株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	—	32	—	32

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 32株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
現金及び預金	268,920千円	518,613千円
現金及び現金同等物	268,920 "	518,613 "

- 2 重要な非資金取引の内容

当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産の額は88,595千円、債務の額は96,000千円であります。

(リース取引関係)

(借主側)

- 1 . ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、サーバー機であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 . 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおける資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、設備投資等長期に亘り影響を及ぼす資金支出については市場より直接資金調達を行い、短期的な運転資金については銀行借入による資金調達を行う方針です。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に基づき与信を管理することにより、取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが、１年以内の支払期日であります。

長期未払金、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

未払法人税等は、法人税、住民税(都道府県民税及び市町村民税をいう。)及び事業税の未払額であり、そのほぼ全てが２ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定には変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち28.59%が特定の大口顧客に対するものであります。

２．金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(平成28年６月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	268,920	268,920	—
(2) 売掛金	283,130	283,130	—
貸倒引当金(１)	9,573	9,573	—
	273,556	273,556	—
資産計	542,477	542,477	—
(1) 買掛金	109,968	109,968	—
(2) 未払金(２)	119,662	119,662	—
(3) 未払法人税等	14,157	14,157	—
(4) 長期未払金(３)	105,064	105,168	104
(5) 長期借入金(４)	260,745	261,985	1,240
(6) リース債務(５)	47,776	47,228	547
負債計	657,374	658,172	797

(１) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(２) 未払金は１年内支払予定の長期未払金の金額を除いております。

(３) 長期未払金は１年内支払予定の長期未払金の金額を含めております。

(４) 長期借入金は１年内返済予定の長期借入金を含めております。

(５) リース債務は１年以内のリース債務を含めております。

当連結会計年度(平成29年6月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	518,613	518,613	—
(2) 売掛金	252,163	252,163	—
貸倒引当金(1)	7,687	7,687	—
	244,475	244,475	—
資産計	763,089	763,089	—
(1) 買掛金	71,284	71,284	—
(2) 未払金	87,680	87,680	—
(3) 未払法人税等	2,013	2,013	—
(5) 長期借入金(2)	224,865	224,391	473
(6) リース債務(3)	79,705	79,782	76
負債計	465,550	465,152	397

- (1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
(2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。
(3) リース債務は1年以内のリース債務を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務

これらのうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	268,920	—	—	—
売掛金	283,130	—	—	—
合計	552,050	—	—	—

当連結会計年度(平成29年 6 月30日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	518,613	—	—	—
売掛金	252,163	—	—	—
合計	770,777	—	—	—

(注 3) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年 6 月30日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	35,880	224,865	—	—
長期未払金	85,092	19,972	—	—
リース債務	45,118	2,657	—	—
合計	166,090	247,494	—	—

当連結会計年度(平成29年 6 月30日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	34,805	190,060	—	—
リース債務	23,877	55,828	—	—
合計	58,682	245,888	—	—

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 9名	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 120,000株	普通株式 54,300株	普通株式 2,000株
付与日	平成18年8月11日	平成22年6月25日	平成22年7月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成20年8月11日 至 平成28年8月9日	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 社外協力者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 2名	当社取締役 9名 社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,700株	普通株式 48,200株	普通株式 5,500株
付与日	平成23年5月10日	平成24年11月10日	平成25年4月11日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日	自 平成26年11月10日 至 平成34年8月30日	自 平成27年4月11日 至 平成34年8月30日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 3名 当社従業員 4名	当社監査役 1名 当社従業員 29名 社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 24,000株	普通株式 25,200株	普通株式 31,000株
付与日	平成27年1月16日	平成27年6月30日	平成27年6月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成29年1月17日 至 平成36年9月28日	自 平成28年9月30日 至 平成36年9月28日	自 平成29年2月5日 至 平成37年2月3日

	第10回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,000株
付与日	平成27年7月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成29年2月5日 至 平成37年2月3日

- (注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。
2. 株式数に換算して記載しております。
3. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2) ストック・オプションの規模、及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	25,000	47,900	2,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	25,000	—	—
未行使残	—	47,900	2,000

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	3,200	46,200	3,200
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	3,200	46,200	3,200

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	24,000	25,200	28,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	24,000	25,200	28,000
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	24,000	25,200	28,000
権利行使	—	—	—
失効	—	—	1,400
未行使残	24,000	25,200	26,600

	第10回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	1,000
付与	—
失効	—
権利確定	1,000
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	1,000
権利行使	—
失効	—
未行使残	1,000

(注) 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	100	650	650
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	650	850	850
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格(円)	1,500	1,500	1,500
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第10回新株予約権
権利行使価格(円)	1,500
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の価格に換算して記載しております。

3．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

299,935千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
貸倒引当金	3,306千円	2,402千円
繰越欠損金	61,096 "	117,577 "
減損損失	84,989 "	42,466 "
その他	1,330 "	926 "
繰延税金資産小計	150,723 "	163,372 "
評価性引当額	89,164 "	142,503 "
繰延税金資産合計	61,558 "	20,869 "

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	19,138千円	- 千円
固定資産 - 繰延税金資産	42,420 "	20,869 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
法定実効税率	33.0%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%	6.7%
住民税均等割	- %	5.2%
海外子会社との税率差異	- %	10.2%
税率変更による影響	7.9%	- %
評価性引当額の増減	34.0%	105.7%
その他	0.5%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.9%	96.9%

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

当社は、主に製品・サービスの特性に基づきセグメントを区分しており、「ハウスプリペイドカード事業」、「ブランドプリペイドカード事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントの事業に係る主な製品及びサービスは、以下のとおりであります。

「ハウスプリペイドカード事業」

自社ブランドで発行が可能なハウス電子マネー(プリペイドカード)発行システムのシステム利用料、カード製作料

「ブランドプリペイドカード事業」

VISA、MasterCardを始めとする国際ブランドと提携し、従来のハウスプリペイドカードの機能にプリペイド式のクレジットカード機能を搭載したシステムのシステム利用料と開発料

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	ハウス プリペイド カード事業	ブランド プリペイド カード事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,429,253	201,916	1,631,170	-	1,631,170
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,429,253	201,916	1,631,170	-	1,631,170
セグメント利益	345,001	44,901	389,903	201,455	188,448
セグメント資産	176,438	127,359	303,797	673,146	976,943
その他の項目					
減価償却費	34,440	47,036	81,477	2,661	84,138
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	148,834	36,431	185,266	-	185,266

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 201,455千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額 673,146千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金預金等であります。

(3) 減価償却費の調整額 2,661千円は、主に本社部門に係る減価償却費であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	ハウス プリペイド カード事業	ブランド プリペイド カード事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,473,549	264,529	1,738,079	-	1,738,079
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,473,549	264,529	1,738,079	-	1,738,079
セグメント利益又は損失	187,269	42,996	230,265	242,691	12,426
セグメント資産	297,900	155,074	452,974	855,141	1,308,115
その他の項目					
減価償却費	46,740	62,484	109,225	2,528	111,754
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	168,218	90,199	258,418	6,545	264,963

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 242,691千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額855,141千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金預金等であります。
 - (3) 減価償却費の調整額2,528千円は、主に本社部門に係る減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額6,545千円は、主に本社部門に係る増加であります。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	日本を除くアジア地域	合計
1,609,652	21,518	1,631,170

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大日本印刷株式会社	340,401	ハウスプリペイドカード事業、 ブランドプリペイドカード事業

当連結会計年度(自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	日本を除くアジア地域	合計
1,714,161	23,917	1,738,079

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大日本印刷株式会社	421,107	ハウスプリペイドカード事業、 ブランドプリペイドカード事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年 7 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却費及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年 7 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年 7 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	大日本印刷株式会社	東京都新宿区	114,464	1.情報コミュニケーション 2.生活・産業 3.エレクトロニクス	(被所有) 直接12.0	サービスの提供	サービスの提供(注1)	340,401	売掛金	49,668

- (注) 1.取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、交渉の上で決定しております。
2.記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当連結会計年度(自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	大日本印刷株式会社	東京都新宿区	114,464	1.情報コミュニケーション 2.生活・産業 3.エレクトロニクス	(被所有) 直接9.45	サービスの提供	サービスの提供(注1)	57,230	売掛金	-

- (注) 1.取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、交渉の上で決定しております。
2.取引金額に消費税等は含まれておりません。
3.当社主要株主の異動により、大日本印刷株式会社は当社の関連当事者の対象から外れております。なお、表中の取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しており、議決権等の所有(被所有)割合は当連結会計年度末時点のものを記載しております。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年 7 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)
1 株当たり純資産額	252.76円	540.76円
1 株当たり当期純利益金額 又は 1 株当たり当期純損失金額()	131.68円	63.43円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は前連結会計年度は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 当連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 平成28年 4 月12日付で、普通株式 1 株につき100株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額を算定しております。
4. 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年 7 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)
1 株当たり当期純利益金額 又は 1 株当たり当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	150,197	87,323
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	150,197	87,323
普通株式の期中平均株式数(株)	1,140,600	1,376,737
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権10種類(新株予約権の数 2,057個)。 なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権9種類(新株予約権の数 1,793個)。 なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	35,880	34,805	1.4	—
1年以内に返済予定のリース債務	45,118	23,877	3.2	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	224,865	190,060	4.1	平成30年7月1日～平成32年11月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,657	55,828	3.2	平成30年7月1日～平成34年3月31日
その他有利子負債				
1年以内に支払予定の長期未払金	85,092	19,972	3.5	平成29年7月1日～平成30年4月30日
長期未払金(1年以内に支払予定のものを除く。)	19,972	—	—	—
合計	413,585	324,542	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内返済又は支払予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済又は支払予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	19,980	20,080	150,000	—
リース債務	23,824	24,606	6,277	1,119

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	339,615	904,498	1,285,843	1,738,079
税金等調整前四半期 (当期)純損失金額 (千円)	53,344	16,991	44,961	44,345
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純損失金額 (千円)	38,479	11,960	77,779	87,323
1 株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円)	33.06	9.18	57.55	63.43

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利 益金額又は 1 株当たり四半期純損 失金額 (円)	33.06	18.41	45.31	6.57

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年 6 月30日)	当事業年度 (平成29年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	236,040	497,807
売掛金	282,225	248,244
たな卸資産	¹ 11,583	¹ 10,490
前渡金	3,844	250
前払費用	28,479	30,006
繰延税金資産	19,138	—
その他	116	290
貸倒引当金	9,573	7,687
流動資産合計	571,854	779,401
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	3,417	2,946
工具、器具及び備品（純額）	56,809	61,130
リース資産（純額）	15,656	137,450
建設仮勘定	57,253	42,615
その他	3,728	3,062
有形固定資産合計	136,866	247,205
無形固定資産		
ソフトウェア	152,235	214,563
ソフトウェア仮勘定	20,714	—
その他	9	187
無形固定資産合計	172,959	214,750
投資その他の資産		
関係会社株式	—	10,734
関係会社長期貸付金	29,329	46,368
関係会社長期未収入金	11,572	33,482
長期前払費用	2,659	1,485
破産更生債権等	1,225	295
繰延税金資産	42,420	20,869
その他	12,707	13,176
貸倒引当金	42,127	58,536
投資その他の資産合計	57,786	67,875
固定資産合計	367,611	529,831
資産合計	939,466	1,309,232

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年 6 月30日)	当事業年度 (平成29年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	109,968	69,916
1年内返済予定の長期借入金	35,880	34,805
リース債務	45,118	23,877
未払金	203,169	86,559
未払費用	9,716	13,699
未払法人税等	14,157	2,013
前受金	—	37,066
その他	22,503	3,595
流動負債合計	440,513	271,533
固定負債		
長期借入金	224,865	190,060
リース債務	2,657	55,828
長期未払金	19,972	—
固定負債合計	247,494	245,888
負債合計	688,008	517,421
純資産の部		
株主資本		
資本金	401,760	694,446
資本剰余金		
資本準備金	381,760	674,446
資本剰余金合計	381,760	674,446
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	532,062	576,953
利益剰余金合計	532,062	576,953
自己株式	—	129
株主資本合計	251,457	791,811
純資産合計	251,457	791,811
負債純資産合計	939,466	1,309,232

【損益計算書】

				(単位：千円)	
	前事業年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)			当事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)	
売上高	1,620,936			1,718,579	
売上原価	904,869			1,010,171	
売上総利益	716,066			708,408	
販売費及び一般管理費	1	484,371	1	661,311	
営業利益	231,695			47,097	
営業外収益					
受取利息	2	517	2	871	
為替差益	—			1,217	
受取保険金	—			711	
その他	121			179	
営業外収益合計	638			2,979	
営業外費用					
支払利息	16,469			19,261	
貸倒引当金繰入額	11,941			17,038	
為替差損	5,861			—	
株式交付費	—			8,414	
株式公開費用	—			6,883	
その他	251			389	
営業外費用合計	34,523			51,988	
経常利益又は経常損失（　）	197,809			1,911	
特別損失					
関係会社出資金評価損	39,106			—	
特別損失合計	39,106			—	
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（　）	158,703			1,911	
法人税、住民税及び事業税	10,247			2,290	
法人税等調整額	2,665			40,689	
法人税等合計	12,912			42,979	
当期純利益又は当期純損失（　）	145,791			44,891	

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)		当事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	119,435	21.4	165,318	20.9
経費		438,740	78.6	625,257	79.1
当期総製造費用		558,176	100.0	790,576	100.0
期首仕掛品たな卸高		—		—	
合計	2	558,176		790,576	
期末仕掛品たな卸高		—		4,900	
他勘定振替高		97,830		209,281	
当期製品製造原価		460,345		576,395	
期首商品たな卸高	3	16,431		11,565	
当期商品仕入高		394,680		361,386	
合計		871,457		949,346	
期末商品たな卸高		11,565		5,590	
他勘定振替高		3,224		2,981	
ソフトウェア償却費		48,202		69,396	
売上原価		904,869		1,010,171	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	303,033	460,675
サーバー運用費	50,194	55,027

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
建設仮勘定	—	106,995
ソフトウェア仮勘定	97,830	102,286

3 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
レンタル資産	3,224	2,981

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別個別原価計算による実際原価計算です。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年 7 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他	利益剰余金		
				繰越利益 剰余金	剰余金 合計		
当期首残高	401,760	381,760	381,760	677,853	677,853	105,666	105,666
当期変動額							
当期純利益				145,791	145,791	145,791	145,791
当期変動額合計				145,791	145,791	145,791	145,791
当期末残高	401,760	381,760	381,760	532,062	532,062	251,457	251,457

当事業年度(自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金			
				繰越利益 剰余金	合計			
当期首残高	401,760	381,760	381,760	532,062	532,062	—	251,457	251,457
当期変動額								
新株の発行	292,686	292,686	292,686				585,373	585,373
当期純損失（　）				44,891	44,891		44,891	44,891
自己株式の取得						129	129	129
当期変動額合計	292,686	292,686	292,686	44,891	44,891	129	540,353	540,353
当期末残高	694,446	674,446	674,446	576,953	576,953	129	791,811	791,811

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法を採用しております。
関係会社出資金・・・・・・・・・・移動平均法による原価法を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品・・・・・・・・・・先入先出法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
- (2) 仕掛品・・・・・・・・・・個別法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
- (3) 貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「関係会社長期未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた24,280千円は、「関係会社長期未収入金」11,572千円、「その他」12,707千円として組替えております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年 6 月30日)	当事業年度 (平成29年 6 月30日)
商品	11,565千円	5,590千円
仕掛品	— "	4,900 "
貯蔵品	18 "	— "

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行 3 行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年 6 月30日)	当事業年度 (平成29年 6 月30日)
当座貸越極度額	150,000千円	230,000千円
借入実行残高	— "	— "
差引額	150,000 "	230,000 "

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 7 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)	当事業年度 (自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)
給料手当	162,152千円	199,653千円
代理店手数料	81,559 "	147,340 "
業務委託費	58,170 "	99,738 "
減価償却費	2,661 "	2,565 "
貸倒引当金繰入	325 "	1,636 "

おおよその割合

販売費	33%	35%
一般管理費	67 "	65 "

2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成27年 7 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)	当事業年度 (自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)
受取利息	478 千円	865千円

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成27年 7 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額 10,734千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年 6 月30日)	当事業年度 (平成29年 6 月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	15,830千円	20,277千円
繰越欠損金	31,737 "	66,951 "
減損損失	84,989 "	42,466 "
関係会社出資金評価損	34,464 "	34,464 "
その他	1,330 "	926 "
繰延税金資産小計	168,352 "	165,086 "
評価性引当額	106,793 "	144,217 "
繰延税金資産合計	61,558 "	20,869 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年 6 月30日)	当事業年度 (平成29年 6 月30日)
法定実効税率	33.0%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5 "	154.6 "
住民税均等割	- "	119.8 "
税率変更による影響	8.1 "	- "
評価性引当額の増減	32.7 "	2,003.9 "
還付法人税等	0.6 "	- "
その他	1.2 "	1.4 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.1 "	2,248.8 "

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	5,407	—	—	5,407	2,461	471	2,946
工具、器具及び備品	86,776	15,412	—	102,189	41,058	11,091	61,130
リース資産	154,138	149,582	5,887	297,833	160,382	26,760	137,450
建設仮勘定	57,253	143,998	158,635	42,615	—	—	42,615
その他	55,075	2,981	—	58,056	54,994	3,647	3,062
有形固定資産計	358,650	311,974	164,523	506,102	258,896	41,971	247,205
無形固定資産							
ソフトウェア	477,394	131,963	—	609,357	394,794	69,635	214,563
ソフトウェア仮勘定	20,714	111,249	131,963	—	—	—	—
その他	9	185	—	195	7	7	187
無形固定資産計	498,118	243,398	131,963	609,553	394,802	69,643	214,750

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

リース資産	ハウスASPシステム新サーバー構築	88,581千円
建設仮勘定	ブランドASPセキュリティサーバー構築	14,980 "
ソフトウェア	ブランドASPシステム新機能構築	75,219 "

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

リース資産	本社オフィス コピー機	5,887千円
建設仮勘定	リース資産への振替	143,222 "
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替	131,963 "

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	51,701	66,223	879	50,821	66,223

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 7 月 1 日から翌年 6 月30日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集
基準日	毎年 6 月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日、 6 月30日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.valuedesign.jp/company/public_notice.html
株主に対する特典	該当事項ありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利

会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 当社は、平成29年 9 月29日より下記のとおり株主名簿管理人を変更しております。

取扱場所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出し） 平成28年 8 月22日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記（1）に係る訂正届出書を平成28年 8 月29日、平成28年 9 月 6 日及び平成28年 9 月14日東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第10期(自 平成27年 7 月 1 日 至 平成28年 6 月30日) 平成28年 9 月30日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第11期第 1 四半期(自 平成28年 7 月 1 日 至 平成28年 9 月30日) 平成28年11月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第11期第 2 四半期(自 平成28年10月 1 日 至 平成28年12月31日) 平成29年 2 月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第11期第 3 四半期(自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年 3 月31日) 平成29年 5 月15日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 (株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づ

く臨時報告書

平成28年10月 4 日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 9 月28日

株式会社バリューデザイン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 遠 藤 康 彦
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 橋 篤 史
--------------------	---------------

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バリューデザインの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューデザイン及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社バリューデザインの平成29年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社バリューデザインが平成29年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 9 月28日

株式会社バリューデザイン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 遠 藤 康 彦
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 橋 篤 史
--------------------	---------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バリューデザインの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューデザインの平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。